

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3218号)

令和7年5月28日

横 情 審 答 申 第 3218号

令 和 7 年 5 月 28日

横浜市代表監査委員

酒 井 良 清 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年7月25日監監第306号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) R5.1.19 住民監査請求陳述.mp3」の一部開示決定に対する審査  
請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市代表監査委員が、「(1) R 5. 1. 19 住民監査請求陳述.mp3」を一部開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が令和5年6月12日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 個人の氏名は、審理員業務を行う会計年度任用職員の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。

また、これは、横浜市ウェブサイトで公開している審理員名簿に記載している当該個人が職員として使用している氏と異なる氏であり、公にされておらず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

- (2) 家庭状況、学校名、司法修習期、司法修習終了年月日、懲戒処分の有無及び前科に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が不開示とした部分のうち、個人の氏名、司法修習終了年月日、司法修習期及び懲戒処分の有無の不開示は不当である。
- (2) 不開示にされた個人の氏名に記載されている者は、横浜市のウェブサイトで弁護士であること及び通称名が公開されている。また、日本弁護士連合会に通称名を名

乗ることを許可された場合、氏名と通称名は併記して官報で公告している。横浜市における業務は行政事務の範ちゅうであることからして、日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）第89条に基づき、氏名を名乗る必要がある。氏名とは戸籍及び住民票に記載された氏名のことである。

- (3) 司法修習終了年月日は、最高裁判所が「司法修習生の修習を終えた者」に関して官報で公告をしている。司法修習期は、司法修習終了年月日で自動的に決まるものである。
- (4) 懲戒処分は、弁護士法第64条の6第3項の規定により、弁護士会又は日本弁護士連合会が対象弁護士等を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒処分の内容を官報をもって公告しなければならないとあり、公にされている情報に該当するため、不開示は不当である。

## 5 審査会の判断

### (1) 住民監査請求に係る事務について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づく住民監査請求とは、市民が、市長、市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、当該行為の防止、是正、当該怠る事実を改め、又は市が被った損害を補填するため必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。住民監査請求に基づく監査を行うに当たっては、地方自治法第242条第7項の規定により、監査委員は住民監査請求を行った請求人に陳述の機会を設けなければならない。

横浜市では、監査事務局監査管理課で住民監査請求に係る事務を所管している。

### (2) 本件審査請求文書について

令和4年12月13日に受け付けた住民監査請求に関して、令和5年1月19日に監査委員が請求人及び監査対象局職員から陳述を聴取した際の音声の電磁的記録である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち個人の氏名、家庭状況、学校名、司法修習期、司法修習年月日、懲戒処分の有無及び前科に関する情報を条例第7条第2項第1号に該当し不開示としている。このうち、審査請求人は個人の氏名、司法修習期、司法修習終了年月日及び懲戒処分の有無の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

### (3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 不開示部分のうち個人の氏名は、会計年度任用職員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

審査請求人は、戸籍上の氏名と職務上の氏名は併記して官報で公告しているため慣行として公にされている情報であると主張していることから、その点について検討する。

当該会計年度任用職員は、弁護士であって、職務上の氏名で業務を行っており、実施機関もその氏名をウェブサイト上で公表している。しかし、戸籍上の氏名については、会則第25条の規定により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではないので、当該会計年度任用職員の戸籍上の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。したがって、ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 不開示部分のうち司法修習期、司法修習終了年月日及び懲戒処分の有無は、監査請求の請求者により特定の人物の職務上の氏名と戸籍上の氏名を述べた上で発言された内容であり、既に開示されている一連の発言部分と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

審査請求人は、司法修習期、司法修習終了年月日及び懲戒処分の有無も官報で公告しているため慣行として公にされている情報であると主張している。しかし、

これらの情報が一旦官報で公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。したがって、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえないため、ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第1号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年7月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年8月25日	・審査請求人から主張書面を受理
令和7年3月26日 (第395回第一部会)	・審議
令和7年4月23日 (第396回第一部会)	・審議